

# 特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク

## 寄付金管理規程

2019年1月18日 理事会決議

2019年4月1日 施行

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下「法人」という。）が受け入れる寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付金の種類および用途)

第2条 法人が受け入れる寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 用途を指定せずされた寄付金
  - (2) 特定寄付金 用途があらかじめ指定された寄付金
- 2 寄付金の用途は次のとおりとする。
- (1) 一般寄付金 特定非営利活動事業の事業費および法人の運営管理費。
  - (2) 特定寄付金 寄付者に指定された特定非営利活動事業の事業費。

(特定寄付金の用途の指定)

第3条 特定寄付金の用途は、寄付者が任意に指定することができる。

(特定寄付金の管理)

第4条 特定寄付金の管理は、寄付者の指定に基づき、定款で記載された事業毎に整理して管理するものとする。

(寄付金台帳)

第5条 寄付金の受入・使用の状況を管理するために、寄付金台帳を備え付ける。

- 2 寄付金台帳は、寄付の種類および用途ごとに1の台帳を備え付ける。
- 3 複数の寄付金台帳を備えたときは、年度末に要約内容を転記した総括表を作成し、備え付けなければならない。
- 4 寄付金台帳の記載内容および様式は、別記様式のとおりとする。

(寄付金の受入)

第6条 寄付金を受け入れたときは、受領した日が属する年度の特定非営利活動会計の受取寄付金として計上するとともに、寄付金台帳に記載して管理する。

(一般寄付金振替額)

第7条 特定寄付金の一部は、寄付金の募集に関する経費に充当するために一般寄付金に振り替える。

- 2 前項に定める振替額は、一般寄付金振替額という。
- 3 一般寄付金振替額は、特定寄付金額に、別表1の割合を乗じて求めた額とする。なお、計算の結果、100円未満の額があるときは、切り上げて一般寄付金に組み入れる。ただし、100円以下の寄付については計算を行わない。

(用途が特定された寄付金)

第8条 特定寄付金として受領した金額から、一般寄付金振替額を差し引いた額をNPO法人会計基準に言う「用途が特定された寄付金」として取り扱う。

(寄付金の使用・充当)

第9条 特定寄付金を充当（使用）したときは、その額を寄付金台帳に記載する。

(寄付金等の募集時期)

第10条 寄付金等は年間を通じて募集する。ただし、特定の事業等に対する寄付金等で募集期間を取り決めて募集することが好ましいときは、これを妨げない。

(寄付の受入拒絶)

第11条 法人は、次の各号いずれかに該当する寄付金等は受け入れてはならない。

- (1) 寄付の条件として次に掲げる条件が付されているとき。
    - イ 寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
    - ロ 寄付者が寄付の経理について監査を行うこと
    - ハ 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すことができること
    - ニ 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡または使用させること
    - ホ その他理事長が法人の運営上支障があると認める条件が付されているとき
  - (2) 寄付者が、暴力団等の反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力）およびその関係者に該当するとき。
  - (3) 収益事業に対する寄付であるとき。
  - (4) その他、寄付金等を受け入れることにより、法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じ、または定款に定める目的の達成に資しないと認められるとき。
- 2 寄付の受入拒絶をした場合で、すでに受領した寄付金があるときは、これを遅滞なく返還しなければならない。
  - 3 前項の返還をおこなうために、通常取り得る方法で返還についての連絡をおこなった場合でも返還に関する情報（振込先口座等）が判明しない場合は返却を要しない。ただし、この場合は、財務諸表の注記においてその旨明示しなければならない。

(寄付金の不返還)

第12条 法人が受け入れた寄付金は、本規程に定める事項以外では、理由の如何を問わず返還しない。

(受領書)

第13条 法人が寄付金を受領したときは、寄付者の求めに応じ、受領書を交付することができる。

- 2 受領書には、本法人に対する寄付であること、寄付金の種類、寄付金額及びその受領年月日を記載する。なお、振込による受領のときは、その旨を記載しなければならない。
- 3 受領書は、電磁的方法による交付をおこなうことができる。

(その他の交付文書)

第14条 寄付を行おうとする者および寄付を行った者に対しては、本規程および本規程を要約した文書を提示または交付しなければならない。

- 2 特定寄付金の寄付を行おうとする者に対しては、第4条および第7条各項の定めのとおり取り扱われることを、文書を交付または提示しなければならない。
- 3 前項までに定める交付または提示すべき文書は、電磁的方法による交付または法人のWebサイトでの掲示をもって交付または提示したとみなすことができる。

(寄付金に係る報告)

第15条 年度ごとの寄付金の状況は、法人Webサイトにおいて公開しなければならない。

2 寄付金の状況とは、次の各号をいう。

- (1) 一般寄付金にあつては、当年度の受入額
- (2) 特定寄付金にあつては、前年度からの繰越額、当年度の受入額、当年度の充当（使用）額、次年度への繰越額

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は2019年4月1日より施行する。ただし、承認の日から施行の日までに受領した寄付金については、施行前の本規程を準用して管理することができる。

(別表1)

特定寄付金のうち、寄付募集経費に充当するために一般寄付金に振り替える額は下記表の割合を使用して計算する。

特定寄付金の内、一般寄付金に振り替える割合
2割5分

(別記様式)

寄付金台帳の様式および記載内容は下記のとおりとする。

寄 付 金 台 帳						
兼 寄 付 者 名 簿						
個人情報 取扱注意						
年 度			種 別			
異動日 (受領日)	寄付者の氏名または名称	住所または事務所の所在地	受入額 A	一般寄付金 控除額 B = A × 0.25 (100円未満切上)	管理対象額 C = A - B	備 考
合計						
前年度からの繰越額 D						
当年度事業への充当(使用)額 E						
次年度への繰越額 F = 合計C + D - E						

**INTENTIONALLY LEFT BLANK**

このページは、印刷時のため意図的な空白として挿入しています